

XI. アメリカ合衆国

<要約>

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：3 億 2,397,万人（世界第 3 位、2016 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：5 万 7,294 ドル（世界第 8 位、2016 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：1.6%（2016 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=116.87 円（2016 年 12 月末） 	
2. 金融制度の概要	<p><金融制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、資産シェア、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行：(5,170、86.6%、国法銀行法・州法) ・ 貯蓄金融機関：(810、6.3%、国法銀行法・住宅所有者向け貸付法・州法) ・ 信用組合：(5,966、7.2%、信用組合法・州法) ○監督官庁：国法銀行について <ul style="list-style-type: none"> ・ 通貨監督庁（商業銀行、貯蓄金融機関） ・ 全国信用組合管理庁（連邦信用組合） ○預金保険制度：連邦預金保険公社。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 口座当たり 25 万ドルまで保証される。 ○預貯金に関わる税率： <ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得、配当所得は総合課税 ・ 1 年以上保有する有価証券の方が税制面で有利 	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行は根拠法により、国法銀行と州法銀行に分かれる。 ○商業銀行は、伝統的に事業会社向けの貸出しを中核事業とするが、今日では個人向け金融商品も多数扱っている。 ○個人もしくは地域の中小企業向けの貸出しを中核とする業態として貯蓄金融機関がある。 ○信用組合の数も多く、共通の絆（コモン・ボンド）によって様々な信用組合が存在する。 ○監督官庁の再編により、貯蓄金融機関は商業銀行と同様の基準で監督に服することになった。
3. 郵便貯金の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1910 年に設立された郵便貯金は、民間金融機関による金融商品拡充の動きや預金保険野整備などにより、魅力が低下したことを受けて、1967 年 7 月に廃止されていた。 ・ 現在、郵便貯金制度は設けられていないものの、国内小為替や外国為替サービスなど、一部の金融サービスの提供は行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○米国では金融弱者が増加する可能性が示唆されている。それを背景として、郵便局における貯蓄やローン等のサービスを検討する動きが顕在化した。2015 年 5 月、USPS の観察総監室は、レポート「今後の郵便金融サービス」において USPS の金融サービスの可能性について言及している。

<p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個人金融資産（2015年12月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：70.3兆ドル ・ 現金・預金：13.7% ・ 債券：4.6% ・ 投資信託：13.0% ・ 株式・出資金：34.2% ・ 保険・年金準備金：31.7% ・ その他：2.7% ○預金残高シェア（2016年6月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蓄金融機関 7.1%、信用組合 8.7% ○家計・NPO部門のローン残高（2015年12月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅ローン：9.5兆ドル ・ 消費者ローン：3.5兆ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人金融資産に占める株式、債券、投資信託等のリスク性商品の割合が他国より高い。 ○信用組合は1969年に約24,000存在していたが、合併が進み、2014年12月末には約6,500まで減少した。他方、組合員数や総資産は増加が続いている。
<p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○米国では、グラミン・アメリカ等、企業や事業拡大を目指す個人事業主向けの融資においてマイクロファイナンスが普及しつつある。一方で、貧困者向け金融という面ではまだ機能していない。 ○金融危機の影響と規制改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ サブプライム問題から端を発した金融危機の震源地である米国では、抜本的な改革法であるドッド・フランク法を成立させ、プルーデンス規制を強化すると同時に、銀行等の業務規制強化も行われている。 ・ しかしながら、2017年に成立したトランプ政権はドッド・フランク法によって監査対応コストが嵩み、金融機関の貸出も低迷しているとの見方をしており、同法の大規模見直しを指示する大統領令に署名済み。 	